

平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社トーカイ
代表者名 代表取締役社長 小野木 孝二
(コード番号 9729 名証二部)
問合せ先 常務取締役 安藤 嘉章
(電 話 058-263-5111)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。(改正箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、制定された「コンプライアンスマニュアル」(企業行動憲章)に従う。又、企業倫理とコンプライアンスに関し、定期的に研修を受け自らの問題として捉え、その周知・教育・推進を図る。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書取扱規程にもとづき、重要な職務執行及び意思決定に係る情報を、文書若しくは電磁的方法により記録し、保管する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理のために、必要に応じ管理規程、ガイドライン、マニュアル等を制定して配布し、従業員を対象とする講習を行う。損失の危機が現実化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。また、監査室において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社において、業務の効率化を確保するため、執行役員制を採用し、当社及び当社グループでは、事業の内容に応じて、事業部制、子会社制を導入する。そして、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月 2 回、開催し、迅速な意思決定と効率的な業務を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、制定された「コンプライアンスマニュアル」(企業行動憲章)を遵守する。取締役は、従業員に対して、「コンプライアンスマニュアル」の周知・教育を図り、コンプライアンス遵守を推進する。監査室において、内部監査を実施して、従業員の業務運営の状況を把握し、職務執行の適合性等について評価し、改善を図る。

従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を活用し、会社は適切な対応をとる。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの重要な子会社の社長と、それぞれ責任を負う親会社の執行役を任命し、それぞれコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与えるとともに、監査室がこれを補佐して、企業集団における業務の適正を確保する。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するため内部統制室を設け、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要に応じ是正を行う体制を確保する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会から、専属の補助者の要求があった場合は、補助者を配置する。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役及び監査役会の補助者は、監査役及び監査役会の指揮命令に服し、その人事・報酬については監査役及び監査役会の意見を聞く。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、下記事項について、監査役に報告する。

- (1) 取締役及び執行役員が決定した重要事項
- (2) 内部監査の結果
- (3) 会社に著しい損害が発生する危険が現実化した場合は、その内容

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役が上記2により保管する文書及び電磁的方法による記録を、必要に応じ、閲覧できる。又、監査役は、必要に応じ役員会等重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

監査役は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。

以上